

林業技術センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第53号

林業技術センター条例の一部を改正する条例

林業技術センター条例（平成5年岩手県条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後					
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）					
区分	種別	単位	手数料	区分	種別	単位	手数料		
[略]				[略]					
構造体の強度試験		[略]	37,740円	構造体の強度試験		[略]	38,580円		
土壌分析	[略]			土壌分析	[略]				
	成分	カルシウム カリウム マグネシウム	[略]		16,850円	成分	カルシウム カリウム マグネシウム	[略]	16,880円
		[略]					[略]		
[略]				[略]					
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- この条例の施行前に依頼がなされた試験等に係る手数料の額については、なお従前の例による。